

議案第20号

石岡市部等設置条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市部等設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月22日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

令和3年3月31日をもって、石岡市八郷総合支所恋瀬出張所を廃止するため。

## 石岡市部等設置条例の一部を改正する条例

石岡市部等設置条例（平成17年石岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表石岡市八郷総合支所恋瀬出張所の項を削る。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。